CRPD/C/IDN/RQ/1

**インドネシア　初回審査　事前質問事項への回答**＊

2022年5月（受取日は2021年1月28日）

（JD仮訳）

Replies of Indonesia to the list of issues in relation to its initial report\*

＊本文書は未編集版である。

1. 本文書は、「インドネシア共和国の初回報告に関連する事前質問事項（List of Issues and Questions）」（CRPD/C/IDN/Q/1）への回答として、2021年の第25回障害者権利委員会で検討されるべく作成された。（訳注　COVID-19の感染拡大に伴う諸般の事情よりインドネシアの審査は2022年8月に延期された。）

2.COVID-19の感染拡大の状況に鑑み、事前質問事項に対するインドネシアの回答は、社会省（MoSA）が調整するオンライン協議、および外務省、法務人権省（MoLHR）との密接な連携を通じて作成された。協議には様々な関係省庁が条約の実施に関する情報を入手すべく参加した。

**I. 目的及び一般的義務（第 1 ～ 4 条）**

**事前質問事項（CRPD/C/IDN/Q/1）1に対する回答**

3. 障害のある人に関する法律第8/2016号（障害者法）は、障害のある人の権利を尊重し、保護し、実現するためのインドネシア共和国政府（GoI、インドネシア政府）の取組みの一部である。さらに、本法は、障害のある人に関連するすべての基本的な法的枠組みの基礎となっている。障害のある人を「社会福祉の問題」とし、「cacat」（欠点、障害、欠陥、キズ）などとして汚名を着せる社会福祉法については、障害者法第148条が、「penyandang cacat」（障害者）をまだ使っている従来法令を解釈する根拠となるので、この語は障害のある人と解釈されることになる。（訳注　文意が分かりにくい。「汚名を着せる用語がまだ法令に残っているとはいえ、新たに制定された障害者法が用語解釈の基本となるので、問題は大幅に改善された、」ということのようである。）

4. 2016年4月15日に障害のある人に関する法律第8/2016号が制定されたことにより、障害のある人に関する法律第4/1997号は破棄され、無効とされた。

5. 障害者法の実施のために、いくつかの補助的な規則が作成されてきている。

(a) 障害のある人の社会福祉に関する政府規則第52/2019号。

(b) 障害のある人の権利を尊重し、保護し、促進するための計画、実施、評価に関する政府規則第70/2019号。

(c) 障害のある学生への適切な配慮（Decent Accommodations）に関する政府規則第13/2020号。

(d) 司法手続での障害のある人への適切な配慮に関する政府規則No.39/2020号。

(e) 障害のある人の住宅、公共サービスへのアクセシビリティおよび災害からの保護に関する政府規則第42/2020号。

(f) 人材・雇用についての障害サービスユニットに関する政府規則第60/2020号。

(g) 障害のある人のハビリテーションおよびリハビリテーションサービスに関する政府規則第75/2020号。

(h) 障害のある人の権利の尊重、保護、実現に関する表彰の条件についての大統領規則第67/2020号。

(i) 国家障害者委員会に関する大統領規則第68/2020号。

(j) 障害者カードの発行に関するMoSA（社会省）規則第21/2017号。

6. インドネシア政府は、障害のある人の権利を尊重、保護、実現するための計画、実施、評価プロセスへの障害者団体の参加を保証している。このことは障害インクルーシブ開発マスタープランを含む政府規則第70/2019号に記載されている。

7. 障害インクルーシブ開発は、障害のある人を含む地域社会のすべてのグループが、中央および地域レベルでの計画、実施、評価プロセスを含む開発プロセス全体に関与することを保証するために設定された。障害インクルーシブ開発は、違いを受け入れ、社会の多様性を尊重できるインクルーシブな社会を実現することを目指している。このことを確実に実現するために、障害インクルーシブ開発は、すべての関係者の参加、非差別、アクセシビリティの原則に基づいて行われる。

8. 障害のある人の権利に関する他の国際文書への署名または批准の重要性を念頭に置いた国内審議が引き続き行われている。そして、現在進行中の審議でも、インドネシアは様々な国際人権条約に明記されている基本原則を引き続き支持し、それらを現行の国内の枠組みやメカニズムに取り入れることを約束した。

**II. 具体的な権利（第5～30条）**

**平等と非差別（第5条）**

**事前質問事項2に対する回答**

9. 2015年から2019年の間の国内人権行動計画の実施により、地域／市町村レベルでの人権の尊重、保護および改善が促され、以下の成果が得られた。

(a) いくつかの地域は、人権の尊重、保護、改善を促す様々な地域法制を採択した。

(b) いくつかの地域は、差別的な規則の見直しに向けて、その一覧を作成した。

(c)人権侵害を申し立てることのできる仕組みの地方自治体による設定とフォローアップサービスの提供。

10. 法律及び規則の策定に関する法律第12/2011号の改正に関する法律第15/2019号は、法律の起草者が起草過程において他の既存法令との突き合わせを行うことを求めている。

11. MoLHR（法務人権省）は、法令策定における人権項目の指針に関する規則No.24/2017を公布した。これは、法令の策定において確実に人権の価値を組み入れるための指針として使用されるべき国際人権文書を資料としてまとめたものである。

12. 地域法令の策定に関するMoHA（内務省）規則第80/2015号を改正するMoHA規則第120/2018号は、人権重視の視点を有しない地域規則の作成を避けるための仕組みを含んでいる。

13. この仕組みは、推進のプロセスで、対応する内容や規則作成の手法に従って、人権の価値と原則を統合することによって実現される。新たに制定された地域規則と既存の上位法令、公益、道徳との整合性の評価による判定の手続きが、規則公布後7日以内に実施される。その結果、整合性がないと判定された場合には、地域規制の修正または撤回の勧告が出される。

14. 2020-2024年国家中期開発計画／RPJMN（Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional）の優先プログラムの1つに、国家法制センターの設立がある。これは、法律および規則の整備に関する法律第12/2011号の改正に関する法律第15/2019号に規定されている。国家法制センターは省レベルの機関として設置され、その役割は、重複や差別的な立法がないように、法的規制の監視と見直しの実施を含めての計画、準備、議論、および制定の段階にまで及んでいる。

15. 法律第13/2006号と証人および被害者の保護に関する法律第31/2014号は、障害のある人を含む証人および被害者の権利を実現するための法的根拠を提供する。同法は、障害のある人がテロ被害者となった場合、補償は国が行い、加害者が国に返還すると規定している。

16. 同法に規定されている救済と復帰には、継続教育または継続雇用の後ろ盾という形の医学リハビリテーション、心理リハビリテーション、心理社会リハビリテーションが含まれる。

**障害のある女性（第6条）**

**事前質問事項3への回答**

17. MoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）は、障害のある女性の権利保護のために以下の活動を行っている。

(a）障害のある女性の権利の保護に関する情報を広め、障害のある女性が二重差別やジェンダー暴力にさらされやすい状態に置かれていることへの認識を高めること。

(b) 障害のある女性の権利の保護、対処、実現をもたらす上での地方自治体や地域社会の模範として、MoWECP規則23/2010と規則7/2020によるSOP（標準作業手順書）に従って、障害女性情報相談センター（PIKPPD）を設立すること。PIKPPDは、障害のある人全般、特に障害のある女性のために、情報、相談、助成サービスを提供している。PIKPPDが設置されているのは、西スマトラ、南スマトラ、東ジャワ、東カリマンタン、ジョグジャカルタ特別州、ジャンビ、バンテン、ベンクル、西スラウェシの9地域である。

(c) MoWECPは、障害のある女性のエンパワーメントと訓練のプログラムを実施し、以下を目指している。

**・** 障害のある女性全般のスキルアップ。

・ 法律第8/2016号に基づく障害のある女性の権利への理解を高める。

・ PIKPPDの任務と機能を遂行するための人的資源を育成する。

18. インドネシア政府は、女性の婚姻年齢制限に関する憲法裁判所判決第30-74/PUU-XII/2014号を精査し、婚姻に関する法律第1/1974号の改正に関する法律第16/2019号に従って、少女の婚姻年齢制限に関する改正を行った。その結果、女性の婚姻最低年齢は、男性と同じ19歳になった。

19. 障害者法は、障害のある女性が生殖医療サービスを利用できること、避妊具の使用を認容または拒否できること、重層的差別待遇からの保護が強化されること、性的搾取を含む暴力行為からの保護が得られることを保証している。

20. インドネシア政府は、障害のある人に対する偏見、特に精神保健上の問題を持つ人々に対する偏見をなくすため、精神保健上の患者数の上位12州での9000人の保健担当者に対する研修・教育を通じて、積極的にキャンペーンを展開している。

21. 保健省（MoH）は，中央及び地域のすべてのレベルの保健サービス政策とプログラムの指針となる「2020-2024障害インクルージョン保健サービス工程表」を作成した。その目的は、インドネシア全土で、アクセシブルで、包括的で、安価で、質が高く、品位を尊重し、さらには障害のある人をエンパワーメントする保健制度とサービスの実現に向けた協力を促進することである。

22. この工程表は、WHOの「障害行動と保健システム強化」にならって7つの主要戦略を用意している。

(a) サービス利用への物理的・情報的な障壁を克服する。

(b) 熟練した、障害に対応できる医療従事者を提供する。

(c) 総合的な保健サービスを提供する。

(d) 障害のある人の関与を拡大させる。

(e) 政策枠組みの実施の仕組みと体系を強化する。

(f) インクルーシブなサービスの進展のための中央・地方の保健分野予算を増やす。

(g) 正確な情報に基づいた政策とプログラムの実現を図る。

23. この工程表は、インドネシア政府とOPD（障害者団体）による長い期間の検討を経たもので、その策定には6省庁・機関と25のCSO（市民社会組織）とOPDが関与した。

24. 工程表によると、障害のある人が受ける標準的な生殖医療サービスは、母子保健サービス、家族計画サービス、および生殖医療サービスである。非伝染性疾患の予防と管理のためのサービス、年配者のための生殖医療サービス、性感染症とHIV/AIDSの予防と治療、および性暴力被害者のためのサービスは、障害の種類を問わず、普及、予防の側面から治療、リハビリテーションの側面まで包括的に提供されている。

**障害のある子ども（第7条）**

**事前質問事項4に対する回答**

25. MoWECPは、子どもの特別な保護の中心的役割を担い、障害のある子どもに対する差別をなくすために、政府、社会、ビジネス界、メディアなどの関係者の意識を高めることを続けている。これは、障害のある子どもへの暴力の防止の観点からも推進されている。

26. 女性と子どもの保護のための地域技術実施ユニット（UPTD PPA）、女性・エンパワーメントと児童保護統合サービスセンター（P2TP2A）、および地域に根差した統合児童保護（PATBM）での活動に携わっている人に対し、障害のある子どもの保護に関する研修が行われた。研修は、ジャンビ州、北マルク州、リアウ諸島、ランプン州で実施された。使われた資料には、障害の種類に応じたコミュニケーション方法と対処の仕方に関する内容が含まれている。

27. 体罰については、子どもの保護に関する法律第23/2002号の改正に関する法律第35/2014号の第54条を含むいくつかの法律で、家庭、学校、児童ケアの場などでの体罰の禁止を規定している。また、これは以下によって厳格化されている。

(a) 人格教育に関する大統領規則第87/2017号は、子どもにやさしい教育の実施指針の作成、学校教育への人格教育の取り入れ、学習プロセスの監視、評価などを通じて実施されている。

(b) 教育機関における暴力の防止と克服に関する教育文化大臣（MoEC）規則第82/2015号。

(c) 子どもにやさしい学校政策に関するMoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）規則第8/2014号。これは、学校での体罰の撲滅、および大人または子どもによるいじめのない学校環境の実現に向けて努力すべきことを定めている。

28. MoH（保健省）は、障害のある子どもを教育して自立生活させる力を家族が持てるよう、家族レベルで障害のある子どもを育てるための事例集を作成した。

29. MoHは、IEC（情報・教育・通信）ハンドブックを通じて、障害のある子どもを育てるための情報や、子育てコミュニティおよび障害のある子どものための地域団体の情報を父母、家族、介護者に提供している。

30. 放置された障害のある子どもは、中央・地方政府が運営する社会的リハビリテーション復帰施設（social rehabilitation institutions）に収容され、養育される。さらに、MoSA（社会省）は、障害者技術適合ユニット（Technical Implementing Units）も設立した。このユニットは一時的な避難所として機能するとともに、地区・市や州レベルでサービスを利用できない障害のある人にサービスを提供する上で、MoSAの参考となるものである。2018年には、障害のある人の社会的リハビリテーションは全国19のユニットによって直接実施され、そこでは障害の種類によってサービスの種類が分けられている。ユニットでは、施設内でのサービス提供に加え、各地区／市のニーズに合わせた非施設型の地域訪問サービスも提供している。

31. 障害者法の制定以来、障害のある子どもに関する様々な法令で「障害のある子ども」（children with disabilities）という表現が用いられてきている。子どもを含む障害者関連の法令は、障害を理由とする差別、固定観念、否定的なスティグマを確実に生じさせないために、十分に総合的なものとなっている。

32. インドネシア政府は、子どもの年齢と知識レベルに応じて意見を表明する子どもの権利を保障しており、これは法律第35/2014号の第24条に記されている。

33. MoWECP（女性エンパワメント・児童保護省）は、法律第35/2014号に基づく事業の一つとして、「障害のある子どもの声」事業を実施している。この活動では、毎年全国子どもの日にMoWECP賞が贈呈され、それには34州の障害のある子どもたちが参加している。さらに、これらの活動の成果は本としてまとめられ、中央・地方政府、親・家族、地域社会の障害のある子どもの権利保護（権利の実現を含む）の指針となっている。

34. また、MoWECP規則第18/2019号で義務付けられている「子どもフォーラム」は、34州、451地区/市、1,284準区、2,098村/区に設けられている。これは子どもが変革の担い手や報告者となり、開発計画や監視、評価に参加する舞台として機能している。子どもフォーラム運営委員会は、設けられた総枠の少なくとも10％は、被害児童、少数民族・孤立集団の子ども、障害のある子ども、HIV/AIDSの子ども、社会的な逸脱を余儀なくされている子どもで構成されなければならない。

35. MoWECPは、障害者団体の一つであるSAPDA財団（女性・障害者・子ども権利擁護センターを運営し、障害のある子どもの権利の保護と実現に関する調査を行ってきた）と協力協定を結び、障害のある人の代表を通じて障害のある子供の権利を実現する努力をしてきた。この協力協定による最新の成果の一つが、Covid-19感染拡大時の障害児保護議定書である。

**意識の向上（第8条）**

**事前質問事項5への回答**

36. MoWECPは、障害のある子どもへの対応に関する知識と理解を深めるため、両親、家族、仲間向けに「障害のある子どもの才能の発見と励ましに関するガイドブック」を作成した。

37. MoWECPは、障害のある子どもの保護のために、親・家族・仲間および地域社会に対して、障害のある子どもの権利や保護をどのように実現するかを含む、障害のある子どもに関する理解を提供するための様々な権利擁護およびアウトリーチ活動を行ってきた。親・家族・仲間に対する権利擁護とアウトリーチ活動は、西ジャワ、ジョグジャカルタDI（特別州）、東ジャワ、南カリマンタン、西パプアなどいくつかの州で、障害のある親のための調整フォーラムが関与して、同省が実施している。一方、ジャンビ、リアウ諸島、ランプン、ジャカルタ首都特別州、東ジャワ、東カリマンタン、東南スラウェシ、北マルクの8つのPATBM（地域に根差した統合児童保護）地域では、地域社会と連携する形での権利擁護と社会化が実施された。

38. インドネシア政府は、公的分野・民間分野とともに、障害のある人へのあらゆる形態の差別や偏見をなくすために、障害のある人の権利に関する国民の意識を高める活動を定期的に行っている。そのような活動には、例えば国際障害者の日を記念する社会的キャンペーンなどがある。

39. 「人権に関する国家行動計画」（RANHAM）は、各省庁および地方自治体に対し、特に以下のことをして障害のある人の権利の実現と保護に焦点を当てることを促している。

(a) 「障害者法」で義務づけられている（地方）政府規則の起草。

(b) 人材、パスポートサービス、障害者特別編成・割当雇用に関する障害者インクルーシブな技術規則の公表。

(c) 精神障害のある人のための保健サービスの強化。

(d) インクルーシブ教育に携わる教員の技術的能力開発で人権活動に焦点を当てること。

(e) テレビ、特にニュース番組で手話言語通訳や字幕を付けて放送すること。

40. 障害のある人の権利の尊重、保護、実現の計画、実施、評価に関する政府規則第70/2019号に含まれる障害インクルーシブな開発の基本計画は、7つの戦略目標を持っている。これらの目標は、障害のある人の権利の尊重、保護、実現の達成のためのすべての側面を着実にカバーすることを期待されている。それはデータ収集とインクルーシブな計画、障壁のない環境の提供、政治的権利と司法へのアクセスを含む権利の保護、エンパワーメントと自立、障害のある人のためのインクルーシブな経済の実現、教育と技能、および医療サービスへの公平なアクセスである。

41. これらの戦略目標では、様々な政策、実施戦略、達成目標、担当責任機関が詳細に説明されている。各戦略目標の実施には、主管轄機関としての省庁がそれぞれに定められ、支援機関として様々な省庁、関連する州・県・市政府が関与している。

**アクセシビリティ（第9条）**

**事前質問事項6に対する回答**

42. 障害のある人の住宅、公共サービスおよび災害保護へのアクセスに関する政府規則第42/2020号は、豊かで自立した生活の権利と機会の平等を実現することを目的としている。この基準の適合期限は5年間である。

43. インドネシア政府の2017年作業計画では、地域間の格差を減らすために、低開発地域、国境地域、移住地域における基本的な公共サービスの質の向上を、統合的、全体的、テーマ別に、また空間的に設定している。

44. 政府規則第2/2018号およびMoHA（内務省）規則第100/2018号で規定されている最低サービス基準は、教育、保健、公共事業、公共住宅、治安、公共秩序・保護措置の6つの基本サービスの質を確保することを目的としている。

45. MoSA（社会省）は2016年以降、公共施設のアクセシビリティ監査を定期的に行っている。この監査は、公共アクセシビリティを確実に実現できるようにするために実施されている。

46. 障害のある人のアクセシビリティを高めるため、2017年以降、通信情報省（MoCI）は、いくつかの地域で障害者向けICT研修を実施している。

47. 情報アクセスを確保するため、15の国営テレビ局が、特にニュース番組で手話言語を放送している。またMoCIは、動画（video graphics）とインフォグラフィック（訳注　わかりやすい視覚表現のこと）の両方の様々なメディアを用いて、障害のある人の権利と視点について国民の意識を高めている。

48. 交通省（MoT）は、タンジュンプリオク駅、タンジュンプリオク・バスターミナル、スカルノ・ハッタ国際空港、タンジュンプリオク港への視察活動を通じて、交通インフラ施設の欠点と長所を検討し評価するために、障害のある人の意見を取り入れている。視察では、障害のある人がさまざまな施設を点検し、必要な障害への配慮措置について運営者と意見交換を行った。提言の結果は、障害のある人に優しい交通機関の整備の礎となるであろう。

49. 2016年以降、特別なニーズを持つ利用者のためのインクルーシブ空港が11カ所生まれた。この数は毎年増え続けていて、現在、特別なニーズを持つ利用者に優しい空港は25カ所である。これらの空港にはエレベーター、障害者用トイレ、看護・授乳室が設置されている。

**生命に対する権利（第10条）**

**事前質問事項7に対する回答**

50. MoLHR（法務人権省）は、人権を尊重し、保護し、実現するサービスをさらに改善させるための技術的サービス機関の指針として、人権に基づく公共サービスに関する規則第27/2018号を定めた。

51. 特別なニーズを持つ入所者の支援に関するデータを含む、矯正施設におけるデータの収集、登録、記録、指導、家族の面会は、矯正データベースシステムを通じて整然と実施されている。このシステムは，矯正情報の収集，選別，管理，提示，伝達を含むすべての矯正業務をカバーしており，MoLHRの矯正総局で集中管理され，それぞれの矯正施設につながっており、リアルタイムでデータの質が確保されている。

**危険な状況および人道的緊急事態（第11条）**

**事前質問事項8に対する回答**

52. 国家防災委員会（BNPB）は、災害管理への障害のある人の関与に関する規則第14/2014号を公布した。

53. BNPBのプログラムは、いくつかのDestana（訳注　この語は英語にもインドネシア語にもなく、文脈からDisaster（災害）の誤字と考えられる）技術指針に書かれており、その活動への障害のある人やジェンダーの代表の関与、障害のある災害管理ボランティアの育成・訓練などが含まれている。

54. MoSA は、以下の法令に基づいて、障害のある人を含む災害弱者を対象とし、その基本的ニーズと権利を優先しながら、災害管理に関する任務と機能を遂行している。

(a) 災害管理に関する法律第24/2007号。

(b) 災害管理の実施に関する政府規則第21/2008号。

(c) 災害救援の資金と管理に関する政府規則第22/2008号。

55. 脆弱な人々向けのプログラムは、災害管理のそれぞれの段階（災害前、災害発生時、災害後）において実施されている。実施されるプログラムには以下のようなものがある。

(a) 社会的保護の実施に障害のある人を関与させることにより、災害管理に関する地域社会の能力を高めるための訓練。

(b) 集落防災プログラムを通じての、災害の起こりやすい場所にある地域コミュニティの災害対応能力向上、地域防災地図作成、緊急時のSOP（標準作業手順書）作成のための体制づくり。

(c) 障害のある人の支援と権利実現に取り組む民間部門およびNGOとの連携。

56. BNPBは、地域BNPB、アルバイター・サマリター・ブンド（Arbeiter Samariter Bund, ASB、訳注　ドイツに本拠を置く大規模民間団体。労働者サマリア人連合）、Wahana Visi Indonesia（訳注　ワールド・ビジョンのインドネシアでの活動団体）など、いくつかの機関・団体と連携している。中央ジャワ州とその地方機関は、ASBの支援を受けてLIDi（障害インクルーシブ・サービス、Disability Inclusive Services）を設立し、その後、西スマトラ州と西パプア州にもLIDiを設立している。

57. インクルーシブな早期警報システムによる情報発信は、いくつかの機会に実施された。BNPBは、インドネシア無言省（The Unspoken Ministry　訳注　ろう者を中心とした民間団体）およびアドラ（ADRA、アドベンチスト開発救援機構）と協力して、早期警報システムを含む、ろう者グループ向けの災害管理手話ガイドラインを作成した。このガイドラインの作成には、インドネシアろう者福祉運動（Gerkatin）も協力した。

58. インドネシア政府は、障害のある子どもの保護を含め、パンデミック時の子どもの保護に関する8つ以上の手順や指針を公表しており、その目的は以下のとおり。

(a) 無症状、監視・観察中で、COVID-19への感染が確認された障害のある子どもに対するサポート、サービス、支援を強化する。

(b) 障害のある子どもの多様性に応じた特別なニーズを考慮し、障害のある子どもの権利の実現と保護を支援する社会環境を作る。

**法の下での平等な承認（第12条）**

**事前質問事項9に対する回答**

59. インドネシアは、知的障害・精神障害のある人を含む障害のある人の平等を、司法手続における障害のある人への適切な配慮に関する政府規則第39/2020号を公布したことによって保障している。その第4条は、単一または重複の障害のある人を含む様々な種類の障害のある人（身体、知的、精神および／または感覚）に対して、規制の条文に従った医療関係者の判断による長期間の適切な配慮が提供されるとしている。さらに第 5 条は、適切な配慮には、サービスの提供だけでなく、あらゆる司法手続における施設やインフラの提供を含むとしている。

60. 2017年以降、障害のある人は、「豊かな家族カード」（KKS）を通じて、家族希望プログラム（PKH）の現物給付の社会扶助の対象者にも含まれるようになった。KKSは取引手段および貯蓄手段としての機能も有している。

61. 障害者法第9条は、障害のある人が銀行およびノンバンクの金融機関からサービスを受ける権利を保障している。さらに、政府は、以下の規制を実施している。

(a) インクルーシブな金融への国家戦略に関する大統領令第82/2016号を改定するための、インクルーシブな金融への国家戦略に関する大統領令第114/2020号。

(b) 金融サービス分野における金融インクルージョンを高めるための活動の実施に関する金融庁 (OJK)の通達レター第31/2017号。

(c) OJK規則第76/POJK.07/2016号。その第15条では、金融インクルージョンの範囲には、特別なニーズを持つ地域グループが金融商品およびサービスにアクセスするための様々な便宜の提供が含まれると説明している。

(d) 決済システムサービスに関する消費者保護に関するインドネシア銀行規則第16/1/PBI/2014号。

(e) 消費者保護に関するOJK規則 第1/POJK.02/2013号。その第24条で、サービス事業者は特別なニーズを有する顧客に対して特別なサービスを提供すべきであると定めている。

62. MoLHR（法務人権省）は，相続財産センターの専門サービス部門を通じて，精神障害のある成人の後見人の監督機関としての役割を果たしている。監督機関としての任務は以下である。

(a) 禁治産に関する裁判官の決定/判決を新聞と州報で公表すること。

(b) 後見人に最初に相続財産センターでの誓約を命じること。

(c) 禁治産者の全資産を登録するよう後見人に指示すること。

(d) 監督下にある者の資産について、毎年責任ある見積計算を行うよう監督官庁に命じること。

(e) 監督下にある者の権利と義務および資産が現行の法令に基づくものでない場合、それらの監督・保護を行うこと。

(f) 監督当局に対し、監督下にある者の資産に関する最終的な負債の見積計算を行うよう命令すること。

**司法へのアクセス（13条）**

**事前質問事項10に対する回答**

63. インドネシア政府は、関係省庁を通じて、（i）子どもの犯罪又は再犯を防止する取組み、（ii）捜査、起訴、法廷での審理及び判決後の指導の各段階における子どもの処遇、を実施してきた。これらの取組みは、子どもが法を犯すことを防止するための政策やプログラムの作成、施設やインフラの提供、人材、制度的サービスの強化によって進められている。これは，障害のある子どもを含む，インドネシアのすべての子どもに適用される。

64. 政府規則第 39/2020 号に示されている障害を特定し確認するための個人評価は、適切な配慮を決定する上で、障害のある人の多様性、レベル、障壁、ニーズを医学的、心理学的に評価する試みである。これは、司法手続において、司法手続を受ける際に直面する障壁、必要なアプローチ、および必要な配慮の提供を決定するために極めて重要である。個人評価は、加害者、証人、被害者としての障害のある人が関係する司法プロセスには不可欠である。

65. 証人及び被害者の保護に関する法律第 13/2006 号の改正に関する法律第 31/2014 号は、証人／被害者（障害のある人を含む）が法廷で証言でき、証人・被害者保護庁からの支援／保護を受けられることを保障している。

66. 刑事訴訟法第178条は、被告人又は証人となった障害のある人が裁判手続において裁判官の質問に回答・見解を提示するためのメカニズムについても規定している。同条はまた、障害のある人が証人となることを可能にする取り決めも定めており、裁判所は通訳支援を行うべきものとされている。

67. 障害のある人の権利に関する法執行官のための研修に関して、MoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）は以下を実施した。

(a) 障害のある女性の権利保護に関する研修（2017～2018 年）。

(b) 司法手続きに直面する障害のある子どもの権利の実現と適切な配慮への理解を得るための「司法制度における障害児支援の実施のための技術指針」の作成。この技術指針は、サービス提供者、PATBM（地域に根差した統合児童保護）活動家、障害のある子どもを持つ親や援助者、地域社会のリーダーにも提示され、ランプン、中央スラウェシ、リアウ諸島、東カリマンタンで実施された。

**事前質問事項11に対する回答**

68. MoLHR（法務人権省）は、法律扶助の提供および法律扶助資金の配分に関する条件および手続に関する政府規則第42/2013号の実施規則に関する規則第10/2015号を通じて、法律扶助提供の仕組みを整えている。

69. MoLHRは国家法律開発庁を通じて法律扶助機関／組織と協力し、貧しい人々や恵まれない人々（障害のある人を含む）にインドネシア政府から資金手当される法律扶助を提供している。2016年から2020年にかけて、189人の障害のある人がMoLHRからの法律扶助を受けた。

**身体の自由と安全（第14条）**

**事前質問事項12に対する回答**

70. インドネシアは、障害に基づいて個人を差別する法律や規則が存在しないことを保証している。障害者法は、障害のある人の権利を尊重し、保護し、平等に実現するというインドネシア政府の約束の具体的な現れである。この法律からの派生物として、パラグラフ5で述べたようないくつかの規則が制定され、また、パラグラフ11～14で述べたようなMoLHR（法務人権省）とMoHA（内務省）の規則が制定された。

**拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いもしくは刑罰からの自由（15条）**

**事前質問事項13への回答**

71. 法律第36/2019号第148条第1項には、精神障害のある人が国民一般と同等の権利をもつことが規定されている。一方第149条は、放置されていたり、ホームレスであったり、自身の安全および/または他の人々を脅かしたり、また公共の秩序および/または安全を乱す精神障害のある人は、医療サービス施設において医療とケアを受けるべきであると定めている。

72. 精神障害のある人への手かせ足かせ（shackling）は、法律で禁止され、処罰の対象とされる。精神保健に関する法律第18/2014号の第86条には、「精神障害のある人（ODKM）または精神異常のある人（ODGJ）に対する手かせ足かせ、放置、暴力を故意に行い、および/または他人に命令し、またはODKMおよびODGJの権利を侵害するその他の行為を行ったすべての者は、法律および規則に従って処罰される」と記されている。

73. 精神障害のある人への手かせ足かせを撲滅するため、保健省規則第54/2017号が公布されている。

74. 2019年3月現在、4,474件の手かせ足かせが保健省によって是正され、34県/284地区/都市にわたる4,821件の重度のODGJが標準的な保健サービスの恩恵を受けている。精神保健の患者にサービスを提供する公衆衛生センター（Puskesmas）は、4,879か所に増加した。

75. 保健省はまた、保健インクルージョン工程表を作成し、34の州に配布している。

76. MoSA（社会省）は、MoHA（内務省）、保健省、警察、医療社会保障庁と共同で、ODGJと向き合い、地方自治体と社会の役割を最も適切なものにするために、34州の9,601の公衆衛生センターが参加する「手かせ足かせをなくす運動2019」を開始した。

**搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）**

**事前質問事項14に対する回答**

77. MoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）は、暴力からの女性の保護に関する情報の普及活動（2016～2020年）、障害のある女性の保護に関する法執行官の研修（2017～2018年）、障害のある女性を様々な暴力から守るための工程表の立ち上げ（2019年）を実施し、女性や子どもを暴力から守るための取り組みを積極的に行ってきている。

78. さらに、MoWECP に関する大統領令第 65/2020 号は、MoWECP の追加の役割として（従来は調整の役割のみであったが）、特に複数の州を横断するレベルや国内、さらには国際レベルのケースで、暴力、差別、搾取、その他の虐待の被害者など特別な保護を必要とする女性や子どもに包括的なサービスを提供することも義務づけた。この新しい権限は、地域の自主性の尊重の原則に従って、地域の任務と役割に注意を払いながら遂行される。

79. UPTD PPA（女性と子どもの保護のための地域技術実施ユニット）は、暴力、差別、特別な保護が必要な状況、その他の問題を経験している女性や子どものためのサービスを、その管轄地域において提供するために、地域政府によって設立されている。UPTD PPAは、州レベルおよび地区・市レベルで配置されている。UPTD PPA は、苦情解決、被害者訪問、ケースマネジメント、一時避難所、調停、心理的・法的な被害者支援の 6 つのサービスの役割を担っている。UPTD PPAは、州レベルで29か所、県・市レベルで94か所設けられている。

80. インドネシアでは、通報を受けたケースに対応するために統合保健・法律サービスを立ち上げ、いくつかの州で児童社会保護ホーム（RPSA）を提供している。特別警察ユニットと病院の間に統合サービスセンターが設立され、非常に深刻な暴力の被害を経験した児童が、保健サービス、心理社会的支援、法律相談、子どもに配慮した捜査手続きを受けることができるようになる。RPSAは、MoSA（社会省）によって管理され、緊急シェルターとして、また、長期保護・リハビリテーションハウスとして運営されており、被害児童は最大6ヶ月、必要かあればそれ以上滞在することができる。

81. 2020年には、証人・被害者保護庁は、暴力の被害者である13人の障害のある人に対し、手続き上の権利の実現、心理・心理社会・医療リハビリテーション、療養施設、一時生活費という形での保護プログラムを提供した。

82. MoLHR（法務人権省） は、2018-2021 年に障害のある女性に法的支援を提供するために PERADI（インドネシア弁護人協会）との協定に基づく活動を実施した。

83. 2020年4月、COVID-19の感染拡大中の女性に対する暴力の増加に伴い、MoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）は暴力ホットラインサービス「SEJIWA」を開設した。MoWECPはまた、COVID-19の感染拡大時に障害のある女性の保護を特別に強化するためのガイドラインを作成し、オンライン方式でUPTD/P2TP2A（女性と子どもの保護のための地域技術実施ユニット/女性・エンパワーメントと児童保護統合サービスセンター）への働きかけを行っている。さらに、MoWECPはP2TP2Aと共同で、障害のある女性のために、COVID-19の感染拡大時の暴力に対処するためのガイドラインを提供している。

84. 女性や子ども（障害のある人を含む）に対する暴力事件の防止は、家庭内暴力禁止法第23/ 2004 号によって保証されている。インドネシア政府 はこの法律を、家庭内暴力防止政策、調整と協力、コミュニケーション、IEC（情報・教育・通信）、意識向上と権利擁護、能力開発、教育と訓練、ジェンダーに配慮したサービス基準の設定など、いくつかの施策に反映させることに努めている。

85. さらにインドネシア政府は、2021年の国家立法プログラム（Prolegnas）において、性暴力対策法の草案作成を優先事項の1つに位置づけている。

**個人をそのままの状態で保護すること（17条）**

**事前質問事項15に対する回答**

86. 2020-2024年障害インクルージョン保健サービス工程表を通じて、インドネシア政府は、アクセシブルで、包括的で、低負担で、質が高く、品位を尊重し、障害のある人をエンパワーする保健サービス制度を保証している。

87. さらに、保健省は、ライフサイクルに基づく保健サービスアプローチを通じて、ライフサイクルの各段階で健康への権利を実現するための戦略を立て、2017年に「障害のある成人への生殖医療サービス実施指針」を発表した。これらの指針は、医療従事者や関連職員が、障害のある成人のための包括的な生殖医療サービスを準備する際の参考として、普及、予防、治療、リハビリテーションへの取り組みのために用いられている。

88. これに伴い、IECメディアの開発は、保健従事者向けの障害のある人の生殖医療サービスに関するビデオ教材という形で進められてきている。このビデオのコンテンツには、障害のある人のそれぞれのニーズに応じた生殖医療サービスの提供における情報の伝え方、障害のある人との接し方が含まれている。障害のある人への生殖医療サービスの提供に相違点はなく、それぞれの障害の特徴に応じた障害のある人への医療従事者のコミュニケーション方法に違いがあるだけである。障害のある人のための医療サービスに関する情報と知識を増やす取組みとして、生殖医療に関する公共サービス広告ビデオに追加字幕と手話言語翻訳が追加されてきている。

89. また、生殖医療、特に避妊サービスのことは、人口開発および家族開発に関する法律第52/2009号第24条、および妊娠前、妊娠、出産、出産後の健康サービス、避妊管理、性的医療サービスに関する保健省規則第97/2014号の第20、22条に規定されている。

90. 既存の規定に沿って、結婚しているカップルには避妊具が提供されている。情報を理解する能力が残っている軽度・中等度の知的障害の女性には、自身とパートナーに適した避妊方法を決定するための家族計画カウンセリングを受ける権利があり、重度・超重度の知的障害の女性には、承認のためのコミュニケーションの仲立ちをする家族、パートナー、または最も身近な人の助けを借りて、家族計画カウンセリングが提供される。障害のある人に対するものを含め、あらゆる形態の強制的な避妊サービスを処置する者には制裁が加えられる。

**移動の自由と国籍（第18条）**

**事前質問事項16に対する回答**

91. インドネシア政府は、出生証明書を持つ子どもの数を増やすことを達成した。2014年には出生証明書を持つ子どもは32.25％に過ぎなかったが、2019年には90.56％、73,747,735人に増加した。出生証明書の普及は、引き続きRPJMN（国家中期開発計画）2020-2024での優先事項となっている。2024年までに、インドネシア政府は全国で出生証明書所有率100％を目指している。

92. 出生証明書へのアクセスを拡大するための国家戦略の一環として、特に次に示すような様々な規則が作られている。

・ 出生証明書の普及の拡大に関するMoHA（内務省）規則第9/2016号。

* 人口・市民登録の取得の条件および手続に関するMoHA規則第108/2019号。

・ 脆弱な人々のための人口記録に関するMoHA規則96/2019号。

・ オンライン人口行政サービスに関するMoHA規則第7/2019号。

93. 一層幅広いサービスへのアクセスを提供するため、インドネシア政府はインドネシア全土の34州、416地区、98都市に市民登録事務所を設置した。さらに、インドネシア政府は海外の大使館・領事館を通じて、インドネシアからの移民労働者の子どもを含むインドネシア人の子どものためのサービスを改善し、そのようなインドネシア人の子どもが出生証明書を確実に取得できるようにした。

**自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）**

**事前質問事項17に対する回答**

94. 障害のある人に対する社会リハビリテーションサービスは、家族型、地域型、入所型アプローチを基本として提供される。このうち、入所型アプローチは、ニーズに応じて一定の期間内で用いられ、家族型や地域型の処遇が提供できない場合の最後の手段となる。

**個人の移動（第20条）**

**事前質問事項18に対する回答**

95. MoSA（社会省） は、障害者社会リハビリテーション局を通じて、インドネシア全土に障害者用の補助器具を定期的に配布しており、その財源は補助金または国家予算であった。以下のように合計2,395ユニットが配布され、支給総額は56億1,773万8,170ルピアであった。

|  | *補助器具の種類* | *合計* |
| --- | --- | --- |
| 1 | 車いす | 892 |
| 2 | 特殊車いす | 462 |
| 3 | 補聴器 | 664 |
| 4 | 松葉杖 | 92 |
| 5 | 義足 | 82 |
| 6 | 義手 | 19 |
| 7 | 三脚杖 | 2 |
| 8 | 盲人用杖 | 129 |
| 9 | 装具 | 1 |
| 10 | 歩行器 | 36 |
| 11 | その他 | 16 |
| **合計** | | **2 395** |

96. さらに、社会省は米国のスターキー聴覚財団と協力し、PT. Alat Bantu Dengar Indonesia（インドネシア補聴器株式会社）を通じて、2015年から2018年にかけてインドネシアのいくつかの地域で聴覚・言語に障害のある人への補聴器無償寄贈プログラムを実施し、合計13,353個の補聴器を寄贈した。

|  | *年* | *合計* |
| --- | --- | --- |
| 1 | 2015 | 2 519 |
| 2 | 2016 | 1 776 |
| 3 | 2017 | 7 179 |
| 4 | 2018 | 1 879 |

97. 2018 年の国際障害者デーを記念して、MoSA は西ジャワ地域の聴覚・言語障害のある人に 2,000 台の補聴器を提供した。

98. 2020 年、MoSA は、インドネシア全土の障害者支援のために、補助器具の支援、特に適切な障害者補助器具の必要性の判断、および使用とケアのガイドとして、障害者補助器具ハンドブックを編集した。

**事前質問事項19に対する回答**

99. 2017年、MoSAは、インドネシア全土から技術実施ユニット、UPTDs（女性と子どもの保護のための地域技術実施ユニット）、社会福祉施設（LKS）の40人の幹部を対象に、移動訓練（歩行訓練mobility orientation OM）の強化に関する研修を開催した。研修は、ソーシャルワーカー、OMスーパーバイザー、またはLKSの管理職員に対して、特に視覚障害のある人のためのOMの理論と実践について行われた。教材は、視覚障害のある臨床医、OPD（障害者団体）、教育機関、MoSAからの講師によって用意された。

100. また、障害者社会復帰センターの利用者である視覚障害のある人に対しても、他の訓練を受ける前の基礎訓練として、OM訓練が定期的に実施されている。このOM訓練は、障害のある人が自分の環境を認識し、自立して移動し、環境に対応して、自分自身や他の人を助けることができるようにするための身体指導活動プログラムの一部である。

**表現と意見の自由、情報へのアクセス（21条）**

**事前質問事項20に対する回答**

101. インドネシア政府は、テレビ局のニュース放送における手話言語通訳の提供、聴覚及び言語に障害のある人が参加するセミナー、会議またはその他の活動における手話言語通訳または字幕の提供等を通じて、聴覚および言語に障害のある人の情報およびコミュニケーションへのアクセスの提供に努めている。また視覚障害のある人のための点字およびオーディオブックの提供にも取組んでいる。インドネシア政府はまた、障害のある人の情報への容易なアクセスを保護し確保するための取組みとして、点字、オーディオブックおよびその他の手段を使用する障害のある人の著作物へのアクセスの円滑化に関する政府規則第27/2019号を公布している。

102. インドネシア政府は、特にインドネシア政府が作成したウェブサイトで、ワールドワイドウエブコンソーシアム（World Wide Web Consortium）の「ウエイ」（Web Accessibility Initiative）の標準を採用することを前向きに検討している。、例えば、MoSAが作成した国家障害者委員会選定サイト（https://seleksiknd.kemensos.go.id/）は、障害のある人が簡単にアクセスできるように、これらの標準に従って作られている。

103. インドネシアではまだ国家手話言語が採用されていない。しかし、インドネシア政府 は、SIBI、BISINDO、Kolok など、聴覚・言語障害のある人のコミュニティによって利用されている様々な手話言語の使用と発展を抑制することなく、奨励している。

**家庭及び家族の尊重（第23条）**

**事前質問事項21に対する回答**

104. MoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）は、子どもの保護活動へのコミュニティの参加義務に関する法律第35/2014号の第72条を実施する取り組みとして、PATBM（地域に根ざした統合児童保護）を通じて、障害のある子どもやその親の保護支援におけるコミュニティの役割を最適化することを目指している。また、PATBMの活動家は、子どものケアや権利の実現に困難を感じている障害のある子どもを持つ家族を支援するためのケアや対処方法に関する知識を身につけ、障害のある子どもとその親との離別を防止している。2020年4月現在、PATBMは34州342地区/市の1,776村/自治体で設立されている。

105. また，法律第35/2014号の第14条は，すべての児童は，離別が児童の最善の利益のためであり，検討事項としてやむを得ないことを示す正当な理由及び／又は法的規則がない限り，両親によって養育される権利を有すると定めている。したがって，子どもが親から引き離されることがないよう，法的支援に努めている。障害のある子どもがやむを得ない理由で別居せざるを得ない場合、法律第8/2016号第5条第3項bは、障害のある子どもの権利の1つは、その子どもにふさわしい成長と発達のために家族または代替家族による世話と介護を受けることであると説明している。「代替家族」とは、里親、養親、後見人、および/または子どもの世話と養育を行う役割と責任を遂行する施設を指す。この場合、PATBMとUPTD PPAの役割は、障害のある子どもの代替家族の存在を保証するために非常に重要である。

**教育（24条）**

**事前質問事項22に対する回答**

106. インドネシア政府は、障害のある子どもの就学を確保するための措置を継続している。全国社会経済調査（Susenas）のデータには、7～17歳の障害のある子どもの75.64％が学校に在籍し、7.7％が在籍を中途でやめており、16.66％が在籍したことがないことが示されている。

107. 2019 年、障害のある子どもの通う学校に関する MoEC（教育文化省） のデータでは、以下のようになっている。

・　特別学校に通う子どもは144,102人（男子60％、女子40％）。

・　インクルーシブな学校に通う子どもは104,911人（男子62％、女子38％）。

108. 2020 年 1 月時点の MoEC 基礎教育データ（Dadopik）によると、139,009 人の障害のある子どもが特別学校に通っている。内訳は、幼稚園に 1,158 人、小学校に 82,990 人、中学校に 33,257 人、高校に 21,604 人である。

109. 一方、2020年2月時点のDadopikによると、障害のある子どもが28,778人インクルーシブな学校に通っている。内訳は小学校17,558人、中学校7,229人、高等学校2,016人、職業教育1,975人である。

110. 現状では、障害のある生徒への適切な配慮に関する政府規則第13/2020号、特別なニーズや特殊能力を持つ子どもへの対応に関する教育文化省令第 34/2006号、国民教育に関する政府規則第 19/2005号、インクルーシブ教育に関する教育文化省令第70/2009号、各地域の市町村長にインクルーシブ教育ユニットの提供を奨励する初中級教育局長通達第 380/C.C6/MN/2003号 など、さまざまな法律や規制が実施されている。

111. インドネシアは、教員の基準と能力に関する 教育文化省規則第 16/2007 号で義務づけられているインクルー シブ教育の実施を通じて、教室担当教員、カウンセリング担当教員、特別教員の3つのカテゴリーでの教員を確保することによって、教育機関が障害のある人にとって使いやすく、インクルーシブであることを保証している。

112. インクルーシブ教育の質を向上させるため、政府は、障害のある人の雇用に関して企業とも協力し、学校インフラのアクセシビリティに関して工事の請負業者とも協力してきた。教育課程においては、障害や特別なニーズを持つ生徒に試験・検定の際に特別な支援を行うとともに、点字の試験・検定用紙などの印刷物も提供している。

113. 政府がインクルーシブ教育に割り当てている財政的および人的資源の援助の形態とレベルには以下が含まれる。

・　教本・教材を印刷し、他校にも配給する点字プリンターを保有する特別支援学校への補助金の支給。

・　ソーシャルメディアを通じて、教員や地域住民にインドネシア語の点字や手話言語を普及させること。

* インクルーシブ教育を実施する通常の学校への補助金の提供。

・　インクルーシブ教育実施校への特別顧問教員の派遣。

・　オンラインによる特別支援学校の教員研修またはウェビナー。

・　 関連するワークショップ、フォーラム、グループ討議への障害のある人の参加。

・　 オンライン/オフラインのイベントにインドネシアの手話言語通訳者を参加させる。

・　 インクルーシブな学校のためのリソースセンターとしての機能を特別支援学校に持たせる。

**健康（第25条）、ハビリテーションとリハビリテーション（第26条）**

**事前質問事項23に対する回答**

114. 障害のある人のためのハビリテーションとリハビリテーションサービスに関する政府規則第75/2020号は、2020年12月に公布されている。その立案の過程では、2019年末から関連省庁/機関および関連団体との調整がなされた。

**事前質問事項24に対する回答**

115. 医療行為の承認は、当事者能力のある患者によって行われる。医療行為の承認に関する保健省規則第290/Menkes/PER/III/2008号の第1条に基づき、当事者能力のある患者（competent patient）とは、法令上の成人または非児童の患者、または結婚しており、身体的な意識（physical consciousness）が妨げられておらず、意思疎通に問題がなく、精神遅滞や精神疾患を患っていないため自由に意思決定ができる者であると述べられている。インフォームド・コンセントは、患者が精神障害を有していても、最も近い家族（夫または妻、父または母、保護者）が代理となることで正当とされる。

116. 障害者法第12条は、障害のある人の健康権を保障している。さらに、健康保険に関する大統領令第82/2018号は、健康保険の給付を受ける権利をそれぞれの加入者が有することを保証しており、これには健康増進、予防、治療、リハビリテーションのための個別の健康サービスが含まれる。それには医療上の必要性に基づく医薬品、医療用品、消耗品に関するサービスも含まれる。ここでいう加入者とは、インドネシアで6ヶ月以上働いたことのある外国人を含めて、健康保険料を支払ったすべての人である。

117. ジョグジャカルタ州に加え、2011年以降、障害のある人の保健施設とサービスへの平等なアクセスの確保を含む障害のある人の権利の履行に関連する地方条例を実施している州／郡／市が23か所ある。地方条例に基づく障害のある人の健康へのアクセスの技術的な実施は、それぞれの地方政府の長の規則によってさらに細かく管理されている。

**事前質問事項25に対する回答**

118. 障害者法 第 12 条は、障害のある人の健康への権利を保障している。さらに、RANHAM （人権に関する国家行動計画）2020-2024は、障害のある人を含む弱者の権利の促進と保護に特別な注意を喚起している。障害のある人の権利に関する焦点の一つは、2020-2024年障害インクルージョン保健サービス工程表を通じて、保健サービスを提供することである。

119. 保健省は、5歳未満の子どもの成長・発達障害を早期に発見するための刺激反応診断・発見・早期介入プログラム（SDIDTK）を用意してきている。また、子どもの発達障害に関する受入れ先となる病院も整備している。現在7.331 の Puskesmas（公衆衛生センター） が SDIDTK を実施し、27 の病院が成長と発達の障害に関する受入れ先病院としての体制を整えている。

120. また、保健省は、以下の指針を公表している。

・ 家族のための障害児保健サービス指針（2015年）。

* 保健従事者のための障害児保健サービス指針（2015年）。
* 障害のある成人のための生殖医療サービスの実施指針（2017）。試行事業はジョグジャカルタ市クーロン・プロゴ地区で実施され、2021～25年に34県で順次同様の事業が繰り返される予定。

**労働と雇用（第27条）**

**事前質問事項26に対する回答**

121. 労働関係開発総局を通じて労働省（MoM）も、脆弱な人（女性、障害のある人）を含む職場における差別対策を検討するためのタスクフォースを立ち上げている。

122. 一般労働市場における障害のある労働者を増加させるため，労働者斡旋・雇用機会拡大総局を通じて，労働省は仕事フェアと社会化・障害対応フォーラムを実施した。

**表　障害のある労働者　2020年**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| *年* | *企業数* | *労働者数* | *障害労働者数* | *割合%* |
| 2020  (3月時点) | 550 | 538.817 | 4.477 | 0.83 |
| 2020  (3月時点) | 国有企業 | 26.430 | 201 | 0.76 |
| 民間 | 512.387 | 4.276 | 0.83 |
| 分野 | *企業数* | *労働者数* | *障害労働者数* | *割合%* |
| 農業、プランテーション、林業、漁業 | 14 | 15.132 | 147 | 0.97 |
| 加工・製造業 | 294 | 394.244 | 3.290 | 0.83 |
| 卸売業、小売業、自動車・自転車修理業 | 51 | 67.657 | 376 | 0.56 |
| 旅行業・ホテル・レストラン | 50 | 9.384 | 189 | 2.01 |
| 金融・保険 | 9 | 1.745 | 15 | 0.86 |
| 医療・社会活動 | 15 | 4.312 | 51 | 1.18 |
| 不動産 | 8 | 1.227 | 19 | 1.55 |
| その他 | 107 | 45.116 | 390 | 0.86 |
|  |  |  |  |  |

出典 労働報告義務のデータおよび省・県・市の人材事務所からの2020年データ

123. 障害者雇用の最低枠を設定するにあたり、人材省は国有企業と障害のある労働者の斡旋・訓練に関する覚書を締結し、2020年7月22日にジャカルタにて主要国有企業5社の共同公約に調印した。

124. 人材省と国有企業が実施した覚書に基づき、178人の障害のある労働者が雇用され、2％の枠を満たした。

125. 2019年の人材省のデータによると、国有企業と民間部門における障害のある労働者の数は、2017年の4,286人から2018年の4,537人へと増加を続けている。

126. そのことを奨励、促進、監視するために、人材省は民間企業、国有企業、地域所有企業（Regional-owned Enterprises）の参加を得て、障害対応フォーラムの活動を省/地区/市の地域人材事務所の監視とそれらとの調整を通じて、障害のある人を雇用するために実施した。

127. 2019年のインドネシア統計局のデータでは、障害のある労働年齢人口が2090万人、(何らかの形で)働いている障害のある人が1019万人であると記録されている。このうち雇用されているのは991万人であり、28万9千人が失業中である。

128. また、このデータによると、障害のある人の労働力率は、障害のない人の労働力率よりはるかに低く、障害のある人が受け取る賃金も障害のない人より相対的に低いことが示されている。また、重度障害のある人の失業率も相対的に高い。障害のある人のためのインクルーシブでエンパワーメントを実現することのできる職場環境を作るということがまだ課題として残されていることは確かである。

129. この点に関して、インドネシア政府は人材省を通じて、2017年から労働者/労働組合のための地域研修センター（BLK）支援プログラムを開始した。2017年から2019年までに、インドネシア政府は1,113の地域BLKを建設した。このプログラムは、労働者の能力を高め、労働者とその家族の福祉を向上させることを目的としている。

130. 雇用における障害のある人、特に女性に対する差別を防止するため、MoWECP（女性エンパワーメント・児童保護省）は雇用における障害のある女性に対する差別の事例に関して権利擁護を行っている。2016～2020年の間に、MoWECPは障害のある女性のための技能訓練も行っている。

**相当な生活水準と社会的保障（第28条）**

**事前質問事項27に対する回答**

131. 障害者法第121条第3項の規定を実施するために、障害者カードの発行に関する 社会省規則第21/2017号が公布された。規則の改訂期間中であっても、障害者カードを速やかに提供するための措置として、社会省は2020年に障害者カードに関する社会リハビリテーション局長の規則を公布した。

**障害者カード保有者データの表**

| *年* | *2018* | *2019* | *2020* |
| --- | --- | --- | --- |
| 障害者カード所有者数 | 7 000 | 6 000 | 17 000 |

132. 2020年国際障害者デーの開会式で、MoSAはインドネシア全土で17,000枚の障害者カードの発行開始セレモニーを開催した。この取組みは、地方自治体でも実施されている。例えば、ジャカルタ首都特別州政府は、合計14,000枚のカードのうち、7,137枚を配布した。ジャカルタ首都特別州て゛は障害のある人は、300,000 IDR （インドネシアルピア）/月の現金支援、13路線のトランスジャカルタ（訳注　ジャカルタ市内の高速バスシステム）利用の無料サービス、食料補助、「問屋」（Jakgrosir）の会員になること、などを受けることができる。

**事前質問事項28に対する回答**

133. 障害のある人の社会的保護やその他のサービスへのアクセスは、PKHの枠組みの中で確保されている。PKHは、2007年に開始されたPKH受給資格者である貧困家庭を対象とした条件付社会扶助プログラムである。PKHは、貧困を緩和する中心的役割を果たすために、国レベルの様々な社会的保障やエンパワーメントプログラムを相乗的に活用している。PKHは、憲法と大統領の最優先プログラム（Nawacitaプログラム）（訳注　Nawacita とは2014年から第1期ジョコ大統領が掲げた9つの優先アジェンダのこと）で定められているように、社会福祉のレベルを保証し、その給付は主に妊婦、子ども、障害のある人、高齢者を対象としている。

134. PKHの社会福祉コンポーネント(構成要素)は2016年になって初めて追加された。これはPKHの対象とされる重度障害のある人のいる家族および70歳以上の高齢者に援助コンポーネントを提供することによって実現された。PKHの社会福祉コンポーネントに該当する障害のある人とは、身体的、精神的、知的、感覚的な障害が長期にわたり、その障害のリハビリテーションが不可能で、日常生活活動を行うことができない、および／または生涯にわたって他の人の援助／補助への依存から脱却したり自活することができず、他の人と平等には完全かつ効果的に社会参加できない人である。

135. インドネシア政府は、具体的には、障害者社会支援プログラム（ASPD）として知られている障害のある人のための社会支援プログラムを用意している。この援助は、社会の一員としての障害のある人の能力と社会的責任を高めて、障害のある人の権利と治療を実現するために、非現金で障害のある人に期間限定で提供されるものである。ASPDのもともとの始まりは重度障害者支援事業（Social Assistant for Persons with Severe Disabilities：ASPDB）であった。ASPDBは2006年から始まり、2011年には、大統領令第3/2010号で策定された公正な開発プログラムの行動計画における優先活動の一つとされていた。2019年、ASPDBはASPDとなった。2019年、2020年の受給者は34県に及び、その数は22,500人であった。

136. ASPDとは別に、社会省は障害者社会リハビリテーション総局、および社会省所属のセンターを通じて、障害のある人の権利を実現するための様々なサービスプログラムを実施してきた。2019 年と 2020 年の実績の一部は以下の通りである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| プログラム | 受益者 | |
| 2019 | 2020 |
| 障害者起業支援 | 838 | 0 |
| 障害者カード | 6 000 | 17 000 |
| 障害のある人のための補助器具 | 2 478 | 0 |
| 産業省との職業訓練協定 | 268 |  |
| 障害のある人への社会的支援/ASPD（現金給付） | 22 500 | 22 500 |
| 障害のある人の基本的ニーズ |  | 7 494 |
| 大統領府社会扶助 |  | 5 908 |
| 現金による社会扶助(BST) |  | 71 812 |
| 障害者自立企業支援事業(補助金) | 6 |  |
| 食料扶助（補助金） | 258 |  |
| 基本食料扶助（補助金） | 150 |  |
| 社会リハビリテーション 居住施設型 | 1 500 | 1 282 |
| 社会リハビリテーション 家族型 | 2 013 | 1 536 |
| 社会リハビリテーション 地域社会型 | 1 608 | 1 508 |
| 障害のある人の能力開発 | 140 | 120 |
| 補助器具 | 1 048 | 120 |
| 障害のある人への条件付現金給付 | 1 951 | 25 222 |
| 障害のある人の基本的ニーズの再充当 |  | 17 319 |
| 緊急対応 | 995 | 655 |
| 視覚障害のある人の識字率向上 | 47 000 | 47 000 |
| 複数部門との職業協力協定 | 294 | 408 |

137. 障害のある人の所得格差と貧困を減らすための社会省のプログラムのひとつに、障害者企業（Disability Enterprises）または障害のある人がいる企業（companies with disabilities）がある。このプログラムは、職業訓練を提供し、特別なニーズをに対応するだけでなく、営利を目的として運営されるワークショップで障害のある人に永続的な雇用機会を提供して、職業リハビリテーションを継続的に発展させるためのものである。

138. さらに、社会省は、社会リハビリテーションセンターを通じて、様々な企業（例えば、バーガーキング、PTビジャック（訳注　人材派遣・研修などを行っている会社の名称）など）と協力し、障害のある人の貧困を減らすためのパートナーシップを生み出している。2019年と2020年に、この協力プログラムの恩恵を受けた障害のある人は702人であった。

139. 一方、知的障害者社会復帰センター（Kartini Temanggung）は、2018年に撥水ろうけつ染め（splash batik）の製作を通じて、知的障害のある子どもの経済的エンパワーメント活動と職業訓練の実現のために、介護付き保護作業所（SWP）を始めた（これは研究開発省によるトップ15の公共イノベーションに含まれた）。現在、30のSWPの設置を通じて、23の地区/都市で少なくとも一つのSWPが運営されてきている。

**政治的・公的活動への参加（第29条）**

**事前質問事項29に対する回答**

140. すべての国民は、障害のある人を含め、投票する権利を保障されている。一般選挙に関する法律第7/2017号の第5条には、「要件を満たす障害のある人は、下院議員および地域代表委員会のメンバー、大統領/副大統領、地域議員の、投票者として、候補者として、また選挙管理人として、同じ機会を持つ」と述べられている。

141. さらに、一般選挙委員会(KPU)規則第1/2020号 の第4条（2）は、障害が候補者としての要件を阻害しないことを保証している。同規則に規定されている身体的・精神的要件は、障害のある人には当てはめられない。

142. インドネシアの一般選挙の管理者であるKPUも、一般選挙の実施におけるアクセシビリティを確保するために、さまざまな規則を公布している。

(a) 知事および副知事、摂政（Regent）および副摂政、市長および副市長の選挙における投票および開票集計に関する KPU 規則第 8/2018 号は、データ収集、選挙管理者および指名された補助者による支援の提供など、投票所でのアクセシビリティを保証している。視覚障害のある有権者は、第40条（4）に規定される視覚補助具を使用して投票することができる。

(b) KPU規則第3/2019号は、車椅子使用者、視覚障害のある人／盲人、その他の身体障害のある人のためのアクセスなど、障害のある人のためのアクセスを確保しなければならない投票所の基準を詳細に規定している。

(c) 様々なレベルの一般選挙における視覚障害のある人のための補助装置の設計と技術仕様を整備するために、様々なKPU 指令が公布されている。

143. 2019年の一般選挙では、立法府選挙の正候補者（Permanent Candidate）リストに43人の障害のある人が記載され、そのうち2人（4.6％）が当選している。

144. KPU規則第8/2017号および第10/2018号は、一般選挙および地域首長選挙に参加する障害のある人への注意を喚起し、意識を高めるための土台を提供している。この関連で、「アクセシビリティ」は、有権者教育、社会化および地域参加を実現するための原則の一つである。また、障害のある人は有権者教育と社会化活動の対象とされる。

145. 一般選挙および地域首長選挙における民主化ボランティア結成のための技術指針において、障害者グループからの民主化ボランティアは優先して扱われる。

146. KPUは、特に以下のような障害のある人のグループやコミュニティが参加する活動も行っている。

・ 投票シミュレーション活動

* 障害者グループとの FGD（フォーカスグループ討議） 活動。

・　障害者グループ向けの有権者教育・社会化資料の編集。

・　障害者グループとの有権者教育出前活動。

・　障害者グループが参加する選挙講座活動

・　KPU会員候補者の審査に障害者グループを参加させる。

**文化的生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）**

**事前質問事項30に対する回答**

147. 教育文化省は、障害のある人の文化生活、レクリエーション、スポーツ活動への参加を確保するために、以下のような措置を講じている。

(a) 障害のある子どもが利用しやすい学校のインフラ基準の策定。

(b) 視覚障害のある人／盲人のための情報、知識、芸術その他の創造物へのアクセスを点字印刷、音声その他の形式で確保するための大統領規則第27/2019号の公布。

148. 2020 年全国パラリンピック週間に社会省 はいくつかの活動を行った。

(a) 障害のある人のインクルージョンと連帯に関する学校教育。

(b) 公共サービス広告での一般人、特に社会福祉サービスの受給者と窓口機関への全国パラリンピック週間に関する広報。

(c) 施設・会場におけるアクセシビリティの監視と評価。

(d) アクセシブルな自動車の提供。

(e) 市民参加の促進

(f) パラリンピック選手の指導者とアシスタントの育成。

149. インドネシアは、2020年1月28日に「盲人、視覚障害のある人又はその他の印刷物の利用に障害のある人の出版物へのアクセスを容易にするためのマラケシュ条約」を批准した。

**III. 特定の義務（第 31－ 33 条）**

**統計及びデータ収集（第31条）**

**事前質問事項31に対する回答**

150.障害に関するワシントングループのショートセット質問（WG-SS質問）が、2018年から全国社会経済調査（Susenas）に含まれるようになった。これは、Susenasが作成する指標、特にSDGsの指標から、障害-非障害を分類したデータを生み出すことを目的としている。

151. WG-SS質問は、毎年Susenasに継続して含まれている。2018年は30万世帯、2019年は32万世帯、2020年は34万5000世帯のサンプルが得られた。

152. 障害-非障害の内訳データは、インドネシア統計局によって、教育統計2018および2019、青年統計2018および2019、高齢者人口統計201および2019の出版物として提示されている。これらの出版物は、インドネシア統計局の公式ウェブサイトで公開され、一般の人々によるダウンロードが可能である。

153. 国勢調査2021年サンプル調査においては、法律第8/2016号に基づく障害種別に対応した質問を複数追加したうえで、SS質問WGを2021年国勢調査長文版調査票にも盛り込む予定である。2021年7月に300万世帯を対象とした実地調査が予定されているため、2021年国勢調査長文版調査票は現在試行中である。これにより、地域（県／郡／市）ごとに集計された障害種別に基づいて、障害のある人の出現率のデータが生み出される見込みである。

**国際協力（第32条）**

**事前質問事項32に対する回答**

154. 国際協力への障害のある人の参加を促す取組みは、以下を通じて行われている。

**・** 国連障害者権利委員会におけるインドネシアの積極的な役割を広げるべく、2018年6月には、Risnawati Utami（インドネシアの障害者問題の活動家）が2019-2022年のCRPD委員会の委員に選出された。彼女の立候補から当選に至るまでインドネシア政府が全面的に支援したことは、国際協力における障害のある人の参加を支援する姿勢の表れである。

**・**  2018年の第33回ASEAN首脳会議で採択されたAICHR（アセアン政府間人権委員会）の障害のある人の権利を主流化するアセアン権能付与基本計画（ASEAN Enabling Masterplan to Mainstream the Rights of Persons with Disabilities）を通じてのアセアン地域協力。

155. 国際レベルで障害のある人の権利の実現を促進することは、インドネシアにとって重要な課題である。インドネシアは 2017年にASEM（アジア欧州会合Asia-Europe Meeting）において人権セミナー「人権と障害者」を主催した。2022年には「アジア太平洋障害者の十年」のハイレベル政府間評価会議をホストする予定である。

**国内での実施と監視（第33条）**

**事前 質問事項33に対する回答**

156. 法律第8/2016号で求められているように、インドネシア政府は国家障害者委員会に関する大統領令第68/2020号を公布した。

157. フォローアップとして、障害のある人の権利に関する問題の中央連絡先である社会省は、以下のように国家障害者委員会の長官を任命するためのいくつかの戦略的ステップを実施した。

・　 2020 年の一年間で、国家障害者委員会事務局の組織と運営手続きに関する社会省規則を起草。

・　 社会省令第8/118/HUK/202の規定に従って、国家障害者委員会の委員の公開選考委員会を設立。

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）